

## 船舶事故調査報告書

平成24年6月14日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成23年12月29日 11時15分ごろ
発生場所	長崎県対馬市 <sup>いづはら</sup> 厳原港南方沖 厳原港北防波堤灯台から真方位194° 1,350m付近 （概位 北緯34° 10.8′ 東経129° 17.8′）
事故調査の経過	平成24年1月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 <sup>あさひ</sup> 朝日丸、4.9トン SA3-23933、個人所有 12.42m (Lr) × 2.49m × 0.84m、FRP ディーゼル機関、421kW（動力漁船登録票による）、平成2年11月20日
乗組員等に関する情報	船長 男性 53歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年8月25日 免許証交付日 平成19年8月27日 （平成25年8月24日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷及び破口、プロペラ翼に曲損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成23年12月29日10時00分ごろまぐろ一本釣り漁を終えて対馬市東方沖の漁場を発進し、厳原港に向けて約10～11ノットの対地速力で手動操舵により北西進した。 船長は、11時05分ごろ眠気を催すようになったが、もう少しで入港できるので眠気を我慢できると思い、操舵室の椅子に腰を掛けて操船していたところ、間もなく居眠りに陥った。 本船は、厳原港南方の海岸に向けて北西進を続け、11時15分ごろ厳原港北防波堤灯台から真方位194° 1,350m付近の海岸に乗り揚げた。 船長は、衝撃により目が覚めて乗り揚げたことに気付き、海上保安庁等に連絡した。 本船は、クレーンで台船に載せられ、タグボートに <sup>いづはら</sup> えい航されて厳原港に帰港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 微風、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、潮高 約140cm（厳原）

その他の事項	<p>本船は、厳原港を基地としてまぐろ一本釣り漁に従事しており、04時ごろに出港して対馬と長崎県壱岐市壱岐島との間の海域で操業を行い、午前中で操業を終えて厳原港に帰港し、水揚げや翌日の操業準備を行う操業形態を採っていた。</p> <p>船長は、本事故前には毎日出漁していたので、疲労が蓄積していた上に平均睡眠時間が約3～4時間で睡眠不足の状態となっていた。</p> <p>本船の喫水は、船首0.6m、船尾0.8mであった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、厳原港南方沖を北西進中、船長が、眠気を催した際、短時間で入港できるので眠気を我慢できると思い、椅子に腰を掛けて操船していたところ、居眠りに陥ったことから、予定変針場所を通過して厳原港南方の海岸に向けて航行し、同海岸に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、本事故前には毎日出漁していたので、疲労が蓄積していた上に平均睡眠時間が約3～4時間で睡眠不足の状態となっていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、厳原港南方沖を北西進中、船長が居眠りに陥ったため、予定変針場所を通過して厳原港南方の海岸に向けて航行し、同海岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎日の出漁で疲労が蓄積した上に睡眠不足の状態となっている場合には、適度な休息をとるなどして健康管理に努めること。</li> <li>・ 航行中に眠気を催した場合には、立って操船したり、外気に当たるなどして眠気の払拭に努めること。</li> </ul>	